

【申告している資産の減少や訂正については、このページの記入例をご覧ください。】

『資産明細（兼）種類別明細書（減少申告用）』は、申告している資産の減少や訂正がある場合に使用します。減少や訂正の必要がない場合は、提出は不要です。また、提出の際は、減少・訂正の資産があるページのみで構いません。

令和 4 年度		資産明細(兼)種類別明細書(減少申告用)										所有者名		1 枚のうち			
* 所有者コード *												株式会社 町田シティ美容室		1 枚目			
60123456																	
行 番 号	異動 区分 1.減少 3.訂正	資産 の種類	抹消コード	② 資産の名称等	③ 数量	④ 取得年月			⑤ 取得価額	⑥ 耐用 年数	申 告 年 度	課 税 標 準 の 特 例 率	⑦ 減少の事由及び区分				⑧ 摘 要 (減少価格等)
						年 号	年	月					1 売却 3 移動	2 滅失 4 その他	1 全部 2 一部	1 2	
01	1・3	1	19500103	外構工事	1	4	6	12	1,002,000	15			1・2・3・4	1・2			
02	①・3	1	19800101	電気設備工事	1	4	9	3	1,250,000	15	10		1・②・3・4	①・2	除却		
03	1・③	1	10700101	駐車場	1	4	18	4	1,350,000	15	19		1・2・3・①	1・2	申告誤り		
04	1・③	2	20500101	電光文字設備	1	4	16	5	500,000	10	17		1・2・3・①	1・2	省令改正による		
05	①・3	6	60100102	電話	1	4	12	6	600,000	6	13		1・2・③・4	①・2	神奈川県に移動		
06	1・3	6	60100110	コピー	1	4	12	7	200,000	5			1・2・3・4	1・2			
07	1・3	6	60200102	FAX	2	4	13	8	300,000	5			1・2・3・4	1・2			
08	1・③	6	60400102	冷蔵庫 冷蔵庫(町田店)	1	4	15	9	200,000	6	16		1・2・3・①	1・2	名称訂正		
09	1・3	6	60400105	エアコン	1	4	15	10	300,000	6			1・2・3・4	1・2			
10	1・③	6	60400106	レジスター	1	4	15	11	250,000	6	16		1・2・3・①	1・2	取得年月訂正		
11	①・3	6	60900101	シャンプーユニット	→ ²	4	29	5	1,000,000 -1,500,000	5	30		1・②・3・4	1・②	一部除却 減少金額 500,000円		
12	①・3	6	61000101	パソコン	1	4	21	7	360,000	4			①・2・3・4	①・2	A店に売却		
13	①・3	6	1	什器一式	1	5	1	8	160,000	3	2		1・2・3・①	①・2	申告誤り (一括償却資産のため)		
14	1・3												1・2・3・4	1・2			
15	1・3												1・2・3・4	1・2			
16	1・3												1・2・3・4	1・2			
17	1・3												1・2・3・4	1・2			
18	1・3												1・2・3・4	1・2			

第二十六号様式別表二(提出用)

①	減少・訂正がある場合は、1又は3のどちらかに○をつけてください。
②	名称訂正がある場合は、変更してください(記入例の8行目を参照)。
③	数量の訂正がある場合は、変更してください。 ※数量は訂正後の残数を記入してください(記入例11行目を参照)。
④	取得年月の訂正がある場合は、記入してください(記入例10行目を参照)。 ※年号欄の表記は令和が「5」、平成が「4」、昭和が「3」です。
⑤	取得価額の訂正がある場合は、記入してください。 ※申告資産の一部減少の場合は、変更後の残額を記入してください(記入例11行目を参照)。
⑥	耐用年数の訂正がある場合は、記入してください。 ※省令改正による変更の場合は、その旨を⑧の摘要欄に必ず記入してください(記入例4行目を参照)。
⑦	資産の減少事由と区分のそれぞれに○をつけてください。 ※減価償却済みであっても廃棄等の除却をしていない資産は、減少申告の必要はありませんのでご注意ください。
⑧	減少事由を補足する内容を記入してください。 例:売却先や移動受入れ先、訂正内容など

注意 「異動区分」の欄は、1.減少(廃棄等資産が無くなった場合) 3.訂正(耐用年数の変更等、登録資産に変更がある場合)に○印をつけてください。
なお、変更がない用紙の提出は不要です。

【一部が減少した資産の申告について】

申告している資産の一部を売却や除却等行った場合は、減少の申告が必要です。
※記入例の11行目を参照してください。
シャンプーユニット3台(1,500,000円)のうち、1台(500,000円)を売却した場合